建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月16日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年12月19日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社藤源　佐藤美智枝　岩手県一関市花泉町永井字九千沢269―１　国土交通大臣許可（般―04）第28791号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

河川法に基づく工作物返還に係る公示

一級河川高梁川水系高梁川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

令和８年１月16日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　馬小屋（木造平屋建）１棟

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該建物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　岡山県倉敷市水江地先

⑵　当該工作物を除却した日時　令和７年12月３日13時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時　令和７年12月３日13時

⑵　保管の場所　岡山県倉敷市水江地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川水系高梁川河川区域内

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該建物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該建物の返還を受ける者の負担とする。

５　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　占用調整課　電話086―223―5193

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告